

# スポーツ傷害保険手続きの流れ

## <被保険者>

### おケガをされた方

1. 事故報告
  - 下記請求書に記入し、スポーツクラブ事務局へFAXで通知する
  - ※必ず、事故発生日から30日以内に届けること
  - 「団体総合補償制度費用保険 事故通知書兼保険金請求書」
  - 保険会社名 : エース損害保険株式会社
2. 記入箇所
  - ①事故通知欄 (負傷者)
    - ・住所・電話/FAX番号・氏名・性別・年齢・職業
    - 事故発生状況
      - ・事故発生日時・発生場所・発生状況
    - ③治療先・傷病名欄
      - 治療機関名
        - ・治療された全ての治療機関 担当医・電話番号
        - ・ケガの名前、ケガの部位、ケガの状態、手術名など
  - ②保険金請求者 請求者の署名捺印と振込先口座番号の記入
  - ④入通院状況申告欄 治癒状況、通院状況などを記入
3. 事故受付
  - スポーツクラブ事務局 担当者
  - ・保険金請求書の内容を確認し請求書を作成する
4. 保険会社へ通知
  - スポーツクラブ事務局 担当者
  - ・請求書に押印した後、エース損害保険株式会社にFAXで通知する
5. 保険金の請求手続き
  - 傷病が治ったあと被補償者は事務局へ連絡する
  - ・保険金請求に必要なものを用意し事務局に行く
  - 印鑑、診察券、領収書 保険金支払い先口座(ゆうちょ銀行は不可)
6. 保険請求書類の作成
  - 治療完了後事務局が必要事項を記入する
7. 保険請求書類の提出
  - スポーツクラブ事務局が必要書類の内容を確認し保険会社へ郵送する
8. 保険金支払い手続
  - 保険会社損害担当 ⇒ 保険金支払い手続き …指定銀行振込
9. 傷害保険完了通知
  - 保険会社損害担当 ⇒ 被保険者へ完了報告 …郵送
10. 傷害保険完了報告
  - 保険会社 ⇒ 保険金お支払いのご案内 …スポーツクラブ事務局
  - ・支払い手続き日、支払い金額など

## <保険料支払い額>

・死亡時と後遺症補償額 250万円 入院費 2,250円(1日) 通院費 1,500円(1日)

## <損害保険の請求>

(賠償責任保険) ○施設や物を破損させた ○他人に負傷を負わせた

- 提出書類:見積書、請求書、領収書、証拠写真(事故後、修復後)など
- 金額が3万円以上になる場合は、賠償責任保険金の請求ができる(免責額3万円)
- 金額が3万円以下の場合は、1万円までエリアクラブで負担し不足分は事務局とする